

パートナーシップ宣誓書受領証を提示しなくても利用できる行政サービス **【高齢者福祉に関すること】**

サービス	概要	対象者	要件など	担当	関連
交通費助成	高齢者が交通機関を利用することにより、社会活動の参加の機会を増やし、高齢者の生きがいを高め、介護予防につなげることを目的に、年に1回、バス・電車・タクシー等の利用券のいずれかの交付が受けられる	年度中に70歳以上の誕生日を迎えるかた	ハガキの代理人署名欄に記載することでパートナーが受領することが可能。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
老人福祉カード (高齢者いきいきカード)	高齢者の健康増進、教養の向上等を図ることを目的に、市内の老人福祉センター・老人憩の家が利用が可能になり、また、市の一部施設の入場料の減免が受けられる老人福祉カードの交付が受けられる	60歳以上のかた	交付対象者の身分証明書の提示をすることでパートナーが受領することが可能。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
長寿祝金支給	長寿を祝福し、敬老の意を表すことで、高齢者の福祉の増進に資することを目的に、祝金5万円の支給申請ができる	本市に1年以上在住する、99歳の誕生日を迎えるかた	支給対象者の身分証明書を提示することでパートナーが申請することが可能。 振込先は支給対象者の口座のみ。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
配食サービス	日常生活における食事だけでは栄養状態の改善が難しいと見込まれるかたに対し、定期的に居宅に訪問して安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達（有料）するサービスが受けられる	介護事業の対象者及び要支援者で、単身世帯・高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する安否確認が必要なかた	同一世帯ならパートナーが申請、利用することが可能。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
生活援助サービス	身体介護以外の掃除・洗濯・調理等の家事手伝い（有料）のサービスが受けられる	介護事業の対象者及び要支援者で、単身世帯・高齢者のみの世帯等に属し、家族の家事支援が困難なかた	同一世帯ならパートナーが申請、利用することが可能。 生活実態に応じて要相談。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
介護用品の支給	自宅で介護している家族のかたに、紙おむつ、尿取りパッド等の介護用品の支給が受けられる	要介護3以上のかたを自宅で介護している家族のかたで、介護を受けている本人を含む世帯全員が市民税非課税であるかた	同一世帯ならパートナーが申請、受給することが可能。 生活実態に応じて要相談。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
介護者慰労金支給	寝たきりのかたを介護している家族のかたは慰労金として10万円/年の支給が受けられる	要件の3項目すべてに該当する寝たきりのかたを介護している家族のかた	・申請前6ヶ月間介護サービスを利用していない ・申請前6ヶ月に要介護4又は5と認定されたかた ・市民税非課税世帯のかた 同一世帯ならパートナーが申請、受給することが可能。 生活実態に応じて要相談。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
家族等介護教室	健康づくりや介護に関する教室に参加できる	在宅で高齢者介護をしている家族や今後家族の介護をする予定のあるかた	パートナーが受講することが可能。	高齢者すこやか支援課 095-829-1146	
介護保険に係る各種申請	介護保険サービスを利用する際に必要な申請ができる ・介護保険被保険者証等（負担割合証・負担限度額認定証）の再交付申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請 ・介護保険利用者負担額減額・免除申請（旧措置入所者に関する認定申請） ・介護保険特定負担限度額認定申請（旧措置入所者に関する認定申請） ・介護保険移送支援サービス利用者証交付申請 ・介護保険移送支援サービス利用者証再交付申請 ・介護保険移送支援サービス内容変更申請 ・介護保険移送支援サービス利用届出 ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請 ・介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請 ・介護保険利用者負担額減免申請 ・社会福祉法人による利用者負担軽減対象確認申請 ・離島居宅サービス等支援事業利用者証交付申請	介護保険被保険者（要介護・要支援の認定を受けているかた）	・パートナーが申請することが可能。 ・介護保険被保険者証等の再交付申請において、窓口での直接交付を希望する場合は委任状が必要。 ・一部の申請における本人に同意を求める記載欄については、本人による署名が必要。	介護保険課 095-829-1163	